（裁判官分限法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　この法律の施行前に裁判官分限法第二条の規定による懲戒による過料の裁判があった場合における当該裁判の執行については、なお従前の例による。

（農業協同組合法の一部改正）

第三十条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第三十六条第一項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第六十九条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第七十二条の二の二中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

第七十二条の十八の十四を削る。

第七十二条の十八の十五第二項中「前三条」を「前二条」に、「第七十二条の十八の十三」を「前条」に改め、同条を第七十二条の十八の十四とする。

第七十三条の四十八第三項中「第七十二条の十八の十五」を「第七十二条の十八の十四」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第三十一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項中「第二項」を「前項ただし書」に改め、同条第五項中「措置に関する承認」を「第一項第一号及び第二号ただし書並びに第二項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）」に改め、同条第三項を削る。

第三十三条第五項ただし書中「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書」に改める。

（農業災害補償法の一部改正）

第三十二条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の六」を「第五十八条の五」に改める。

第五十八条の五を削る。

第五十八条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第五十八条の四」を「前条」に改め、同条を第五十八条の五とする。

（戸籍法の一部改正）

第三十三条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　削除

（閉鎖機関令の一部改正）

第三十四条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の四第五項中「非訟事件手続法」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第三十五条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の二十一を次のように改める。

第百条の二十一　削除

第百条の二十二第二項中「前三条」を「第百条の十九及び第百条の二十」に改める。

第百一条の十六第三項中「第八百七十条（第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に改める。

第百二条の三十一第四項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第百五条の七第六項中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第百五条の十六第六項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第百三十九条の十一第二項中「第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第百三十九条の十二第九項中「第八百七十条（第十一号」を「第八百七十条第一項（第八号」に改める。

第百三十九条の十七第二項及び第百三十九条の十八第二項中「第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）」を「第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第百四十六条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第百九十二条第四項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第三十六条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十の二中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」に改める。

第三十四条の二十一の六第四項を削る。

第三十四条の二十二第二項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改め、同条第四項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第一号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第三十四条の二十三第五項中「第八百七十条（第二号、第五号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号、第三号及び第四号」に、「第八百七十条第五号」を「第八百七十条第一項第三号」に、「同条第七号」を「同項第四号」に改める。

（少年法の一部改正）

第三十七条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百六十三条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条」に改める。

（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　この法律の施行前に少年法第三十一条第一項の規定による費用の徴収の裁判があった場合における当該費用の徴収については、なお従前の例による。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第三十九条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の十九」を「第十四条の十八」に改める。

第十四条の十九を削る。